

# 介護予防・日常生活支援総合事業 サービス利用までの流れ

## 市役所窓口・本人又は家族が来庁

- ① 総合事業の利用を希望  
新規で介護サービスを利用したい方又は現在、要支援（要介護）の方で総合事業のサービスのみを利用したい方は下記の流れになります。
- ② 本人又は家族が、総合事業利用申込書と基本チェックリスト（両面になっているもの）を記入し、介護保険被保険者証と共に窓口へ提出します。このとき介護保険被保険者証を忘れた場合は、⑧までに準備しておいてください。また、紛失した場合は、再交付申請書の提出が必要です。
- ③ 市役所窓口から、資格者証を受け取ってください。  
資格者証は、一時的に介護保険被保険者証を手放すため、次の被保険者証を受け取るまでの代わりになるものです。
- ④ 提出された、総合事業利用申込書と基本チェックリストは、島原地域広域市町村圏組合介護保険課（以下、介護保険課という。）に送られます。  
※島原半島3市（島原市、雲仙市、南島原市）の介護保険業務は介護保険課で処理されています。
- ⑤ 介護保険課で提出された基本チェックリストにより総合事業の該当者かどうか判定されます。
- ⑥ 判定された情報が地域包括支援センターへ送られます。
- ⑦ 地域包括支援センターから、基本チェックリストの判定内容や、今後のサービスの利用について連絡があります。
- ⑧ サービスを利用する場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を書き、地域包括支援センターの担当者に預け、市役所窓口へ提出してください。  
このとき、介護被保険被保険者証を①で提出していない場合は提出してください。
- ⑨ 介護保険課から新しい被保険者証が発行されます。（状態区分の欄に【事業対象者】、事業者の名称欄に【地域包括支援センター】と記載されます。）  
また、新規で事業該当者になった方には負担割合証も発行されます。
- ⑩ 地域包括支援センターの担当者と話し合い利用するサービスを決めてください。

申請に係る期間 ②～⑦ 1週間～2週間、⑦～⑨ 3日～10日間